

介護予防支援の実施事業者の変更について

令和6年4月から

変更点について

令和6年4月から居宅介護支援事業者も市町村からの指定を受けて介護予防支援を実施できるようになります。

【改正内容】

令和6年3月までは、「地域包括支援センター」が利用者と契約を結び、「地域包括支援センター」または「地域包括支援センターから委託を受けた居宅介護支援事業者」が利用者のケアマネジャーを行っておりました。

今回の改正により「市の指定を受けた居宅介護支援事業者」が直接利用者と契約を結び、ケアプランの作成が可能になります

サービス利用者への影響について

「市の指定を受けた居宅介護支援事業者」のケアマネジャーが担当する場合は、令和6年4月以降に改めて契約を結ぶ必要があります。

手続き方法については、担当のケアマネジャーへご相談ください。

ご利用中の介護予防サービスの内容への影響はございませんのでご安心ください。

【問合せ】 富山市役所 福祉保健部介護保険課
電話：076—443—2041